

配偶者特別控除の相互適用

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者それぞれの合計所得金額は、48 万円を超え 133 万円以下であった。

この場合夫婦の間で、お互いに配偶者特別控除を適用することはできるか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12917790105.html>